

高鍋町告示第47号

平成21年第4回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年12月1日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成21年12月7日(月)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

緒方 直樹君	黒木 正建君
池田 堯君	水町 茂君
大庭 隆昭君	柏木 忠典君
矢野 友子君	岩崎 信也君
八代 輝幸君	徳久 信義君
中村 末子君	春成 勇君
永谷 政幸君	時任 伸一君
山本 隆俊君	後藤 隆夫君

○12月9日に応招した議員

同上

○12月10日に応招した議員

同上

○12月15日に応招した議員

同上

○12月16日に応招した議員

同上

○12月17日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成21年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 請願第1号 尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願
- 日程第5 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 議案第76号 宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第8 議案第77号 宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第9 議案第78号 宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第10 議案第79号 高鍋町総合計画第五次基本構想について
- 日程第11 議案第80号 権利の放棄について
- 日程第12 議案第81号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について
- 日程第13 議案第82号 高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第83号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第84号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について
- 日程第16 議案第85号 高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第86号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第87号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第88号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第89号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 請願第1号 尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願
- 日程第5 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 議案第76号 宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮崎縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第8 議案第77号 宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第9 議案第78号 宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第10 議案第79号 高鍋町総合計画第五次基本構想について
- 日程第11 議案第80号 権利の放棄について
- 日程第12 議案第81号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について
- 日程第13 議案第82号 高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第83号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第84号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について
- 日程第16 議案第85号 高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第86号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第87号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第88号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第89号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)

出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 緒方 直樹君 | 2番 黒木 正建君 |
| 3番 池田 堯君 | 5番 水町 茂君 |

6番	大庭 隆昭君	7番	柏木 忠典君
8番	矢野 友子君	11番	八代 輝幸君
12番	徳久 信義君	13番	中村 末子君
14番	春成 勇君	16番	時任 伸一君
17番	山本 隆俊君	18番	後藤 隆夫君

欠席議員（2名）

10番	岩崎 信也君	15番	永谷 政幸君
-----	--------	-----	--------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	壱岐 昌敏君	事務局補佐	野中 康弘君
議事調査係長	山下 美穂君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	間 省二君	政策推進課長	森 弘道君
建設管理課長	曾我部義雄君	農業委員会事務局長	松木 成己君
産業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	正崎 博君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	井上 敏郎君
税務課長	田中 義基君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	永友 吉人君	社会教育課長	東 啓三君

午前10時00分開会

○議長（後藤 隆夫） それでは、早速ですが、只今から平成21年第4回高鍋町議会定例会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13番、中村末子。おはようございます。平成21年第4回定例会が招集され、去る12月の2日に、第3会議室において議会運営委員会が行われました。委員全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席をいたしました。

第4回定例会に付議されました案件は、固定資産評価審査委員会委員選任、人権擁護委員の推薦の2件の人事案件、清武町、西諸県郡野尻町の合併に伴う総合事務組合の減少な

ど3件については、本日の会議で質疑、討論、採決となります。

なお、人事案件については討論を省きます。高鍋町総合計画第五次基本構想が推進会議を経て提案されましたので、特別委員会を設置し、その審査を行います。

議案第80号権利の放棄、議案第81号から83号の3件については、条例の一部改正です。また、企業立地に関しては、その条例の全部を改正する提案1件となります。防災センターの完成に伴い、設置及び管理に関する条例の制定1件、国の子育て支援金廃止に伴うなどの平成21年度補正予算、特別会計補正予算3件の合計16件が第4回定例会に提案されるものです。

一般質問者は6名です。

執行部から各提案に対して説明を受け、事務局から日程の説明を受けました。委員から高鍋町総合計画第五次基本構想については、十分な時間をとっての審査が望ましいとの意見が出されました。すべての委員からも同様の意見が出されました。事務局からは特別委員会を設置し、十分な時間を予定していることが報告されました。なお、執行部に対して委員から、総括質疑のときに休憩をとらないスムーズな運営ができるように十分な配慮をとの意見が出されました。

次に、議会事務局に日程の説明を受け、意見書などの陳情があり、議員協議会を経て日程に追加される案件が予定されているとの説明がなされました。

先ほども申し上げましたが、今回は高鍋町総合計画第五次基本構想が提案されており、十分な日程確保のため一般質問を1日半とすることになりました。変則ながら日程を追加せず、その中で十分な議論を行うこと、委員全員一致いたしましたので、ここに御報告いたします。

議員各位におかれましては、活発な議論を期待して、議会運営委員会の報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、7番、柏木忠典議員、8番、矢野友子議員を指名をいたします。

日程第2. 諸報告

○議長（後藤 隆夫） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なし認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略をいたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告といたします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 代表監査委員。おはようございます。地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして、監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成21年11月26日付で、町長、町議会議長、教育長、農業委員会会長に報告書を提出しております。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告を申し上げます。

まず、第1に審査の対象といたしましたのは、本庁の9課2局及び教育委員会の2課の備品の管理、整理状況でございます。

第2に、監査の期間でございますが、先ほど述べましたとおり、平成21年11月4日から平成21年11月13日まで、実質の監査日数は6日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、監査に当たりましては、平成21年4月1日付で機構改革が行われ、課の統廃合が行われたことによりまして、備品の大幅な供用がえ、廃棄処分が行われましたことにかんがみ、備品管理が適正に行われているかを主眼において物品管理者の立ち会いのもとに管理台帳と現物を現場において照合、確認するとともに、備品管理カード、供用がえ、不要品廃棄等にかかる書類の提出を求め、監査を実施いたしました。

監査の結果について申し上げます。各課、局とも財務規則に規定された分類方法により、備品管理簿、備品管理カードは整理されており、備品現在高は備品管理簿と一致し、適正に管理されていることを確認いたしました。

また、物品返納書、不用品明細書、物品供用換通知書等の手続につきましても、課の統廃合が実施された部署を重点的に監査をいたしました。その結果、適正に処理されていることを認めました。

なお、事務の電算化や処理方法の変更等により、不用となった備品や使用不能と見られる備品が見受けられましたので、財務規則に基づき適正に処理されることを望みます。

なお、今回監査の対象となった備品につきましては、別表のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。平成21年9月1日から平成21年11月30日までの政務について御報告申し上げます。

まず、米沢市市制施行120周年記念式典についてでございますが、9月5日土曜日、

米沢市において米沢市市制施行120周年記念式典に出席いたしました。米沢市の歴史を感じさせる盛大な式典であり、改めて姉妹都市としてのきずなを、なお一層深めてまいりたいと感じたところでございます。

次に、第44回町民の日記念式典及び第43回高鍋町社会福祉大会についてでございますが、10月1日木曜日、高鍋町美術館で開催いたしました。約220人の出席者のもと、さまざまな分野で貢献された方々を表彰いたしました。

次に、高鍋城灯籠まつりについてでございますが、10月10日土曜日から11日日曜日にかけて開催されました。天候にも恵まれ、約5万4,000人の人出でにぎわいました。また、朝倉市長様、米沢市長様、串間市議会議長様を初め、姉妹都市と秋月家の皆様方との交流会も開催し、さらなる親交を深めることができました。

次に、スポレクみやぎ2009についてでございますが、10月18日日曜日から20日火曜日にかけて、高鍋町総合体育館においてスポレクみやぎ2009のバドミントン競技を開催いたしました。韓国選手団を含め、各都府県代表の選手、監督など288名をお迎えし、盛大な大会とすることができました。

次に、あさくらきてみん祭inあまぎについてでございますが、11月14日土曜日、朝倉市においてあさくらきてみん祭inあまぎに参加いたしました。朝倉市の皆様から心温まるおもてなしを受け、また朝倉市の文化、伝統に触れ、有意義な時間を過ごすことができました。また、会場内の物産展コーナーにおいて、高鍋町の農産物等を職員とともに販売するとともに、朝倉市の皆様に姉妹都市高鍋町のPRをしてまいりました。これからもさまざまな機会を通じて、姉妹都市としてのきずなを一層深めてまいりたいと存じます。

次に、消防団公開機庫点検についてでございますが、11月15日日曜日、秋の全国火災予防運動の一環として、消防団各部機庫の一斉点検を行いました。各部とも創意工夫をしながら点検整備を行っており、不備な点もなく、町民の生命と財産を守る消防団に対する心強さを改めて感じることができました。

次に、全国町村長大会についてでございますが、11月18日水曜日、東京都において、全国町村長大会に出席いたしました。町村が自主的、自立的にさまざまな施策を展開しよう、8つの事項の実現を強く求める決意を採択したところでございます。

次に、尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会、関係省庁、地元選出国會議員等、政策提案、要望活動についてでございますが、11月19日木曜日及び20日金曜日に関係省庁及び地元選出国會議員に対し、国営かんがい排水事業尾鈴地区の事業推進について政策提案、要望を行ってまいりました。

次に、町づくりシンポジウムinたかなべについてでございますが、11月29日日曜日、高鍋町中央公民館で開催いたしました。約250人の出席者のもと住民参画による快適で美しいまちを目指してフォーラムを開催し、まちづくりの参画を推進することができました。またさらに、協働のまちづくりを推進するため、自治基本条例制定の必要性を感じたところでございます。また、今後ともさまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発

展につながりますよう強めてまいりたいと存じます。

以上、主立った政務について御報告申し上げます。なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（後藤 隆夫） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は会期日程予定表のとおり、本日から12月17日までの11日間にしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なし認めます。したがって、会期は本日から17日までの11日間に決定をいたしました。

日程第4. 請願第1号

○議長（後藤 隆夫） 日程第4、請願第1号尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願につきましては、請願審査特別委員会に付託されておりましたが、高鍋町議会会議規則第74条の規定に基づき、請願審査特別委員会委員長から別紙写しのとおり継続審査の申し出がありました。よって、閉会中の審査を認め、次期定例会においてその審査報告を求めたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なし認めます。本件は閉会中の審査を認め、次期定例会において、その審査報告を求めることに決定をいたしました。

日程第5. 同意第5号

○議長（後藤 隆夫） 日程第5、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現委員の永友普美氏が平成21年12月21日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略をします。

以上で、説明は終わりました。

それでは暫時休憩をいたします。

午前10時20分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

人事案件で訂正がございますので、総務課長に訂正を許します。（「議長、訂正の場合には追加議案になるよ」と呼ぶ者あり）一部訂正ではあれか（発言する者あり）総務課長に資料の訂正をお願いをします。総務課長。（発言する者あり）それでは、この同意第5号の固定資産評価委員会委員の選任についての議案に対しまして、資料の訂正を許可を許してもよろしいでしょうか。（発言する者あり）それでは、ここでしばらく休憩をいたしまして、議会運営委員会を開きたいと思えます。議会運営委員は直ちに議長室に集合願います。

午前10時33分休憩

.....

午前10時49分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。

同意第5号の固定資産評価委員会委員の略歴の部分について訂正がございました。これについて議会運営委員会を招集し会議を開きましたので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。13番、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13番、中村末子。只今議会運営委員会を開き、同意第5号について最終学歴の年が違うことで、執行部より訂正の申し出がありました。自治法、会議規則上では、この提案された表紙のみが提案となります。

したがって、略歴については別添資料という形になりますので、軽微な間違いであるとの判断をいたしました。口頭での訂正でも構わないところでありますが、資料差しかえが望ましいとの意見もあり、差しかえをするように委員全員の一致を見ましたので、御報告申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

それでは資料の略歴の配付をお願いをいたします。

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第5号を起立によって採決をします。本件は、原案のとおり同意することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、第5号固定資産評価審査委員会

委員の選任について同意することに決定をいたしました。

日程第6. 諮問第2号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第6、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。諮問第2号人権擁護委員の推薦について提案理由を申し上げます。

現委員の岡本和子氏が、平成22年3月31日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

このことにつきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略いたします。

以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。人権擁護委員というのは大変な任務を課せられた方だろうと思います。人権擁護委員の具体的な仕事の内容について説明を求めたいと思います。

また、その相談件数については、一体年間どれぐらい発生しているのか、私は、今、例えば、高鍋町もそうなんですけれども、全国的に見まして宮崎県はやはり自殺がかなり多い県です。だからワーストでいえば2番目ということで非常に危惧しております。ここにやっぱり人権擁護委員の果たす役割というのは、非常に大きいものと考えますので、どういった内容について、個別には個人情報保護法がありますので、個別にはお答えできないとしても、大体主立ってはどういった内容があるのか、そして年間どれぐらいの件数で相談があつてるのか、できれば詳細にお答え願えればと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） この擁護委員につきましては法務大臣の任命といますか、委嘱を受けている関係上、直接的にどういうのをどれくらい受けましたという報告みたいなものは直接市町村には下りてきておりません。

で、市町村で人権擁護委員としてお願いしているのは、今週も人権擁護の週間とかというのが始まってますが、そういうので啓発の関係とか、そういうのを自治体と一緒にあって、そういう活動をしていただいている。また、人権相談とかをしていただいているということで、今御質問等のありました部分について、若干町としては把握していません。申しわけございません、そういう状況です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。もし把握されてないとしたら、やはり高鍋町としてど

れくらいのそういった相談事案があるのかということも、知っていくことは執行上、必要な私、事項ではないかと考えます。

高鍋町も私が知る限りで、9月以降からの自殺者数も相当に上っております。そういうことから考え合わせたら、かなりいろんな分野での相談件数が上がっていると思いますが、その辺のところをやはり区分を区別していきながら、高鍋町としてどういった、例えば人権擁護委員とは別の形の相談を立ち上げていったらいいのかということもひょっとしたら人権擁護委員の方ともお話ができる機会があるのではないかなと思います。

だから、確かに法務省の直轄ですので、あくまでもこれは推薦という形ですので、どういった内容というのになるのかというのは、私も存じませんが、議員の中にも人権擁護委員となられた方もいらっしゃいます。だけど、やはりそれが法務省がどんな形であれ、やっぱりそうやって人権擁護委員を配置しているというのは憲法上の規定によるところで配置してあるわけです。だからそういうことを考えたときには、どういった内容での相談件数が多いのかということも、非常に私たちは知り得なければならない義務化におかれています自治体の職員であり、議員であると思いますので、そのところは要望にとどめおきますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから諮問第2号を起立によって採決します。本件は、適任とすることに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定をいたしました。

日程第7. 議案第76号

日程第8. 議案第77号

日程第9. 議案第78号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第7、議案第76号宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮崎縣市町村総合事務組合同規約の変更についてから日程第9、議案第78号宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてまで、以上3件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第76号宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮崎縣市町村総合事務組合同規約の変更についてから議案第78号宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてまでを一括して提案理

由を申し上げます。

これらの議案につきましては、平成22年3月23日に、宮崎市と清武町が、また小林市と野尻町が合併をするため、平成22年3月22日をもって当該組合及び広域連合から清武町及び野尻町を脱退させること。宮崎県市町村総合事務組合においては、そのことに伴い当該組合同規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条及び※第290条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、3件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

訂正をいたします。地方自治法第290条及び291条を90条と言ったそうですので、291条の11の規定により、訂正をお願いします。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の説明を求めます。議案第76号、議案第77号については総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。それでは、詳細御説明をいたします。

議案第76号宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮崎県市町村総合事務組合同規約の変更についてでございますが、この組合は町村職員退職手当組合、町村消防補償等組合、町村非常勤職員公務災害補償等組合、町村交通災害共済組合、町村議会議員公務災害補償等組合の5つの組合の事業を統合し、事務効率の向上を図ることを目的として平成元年7月に総合事務組合として変更され、その後は市町村合併による構成団体変更に伴い、平成18年3月から名称を宮崎県市町村総合事務組合に改め、現在本町を初めとする24の市町村において職員の退職手当の支給、消防、救急業務に従事した者の損害補償などの11の事務を行っております。提案理由でも申しましたが、清武町が宮崎市に、野尻町が小林市に合併するため、地方自治法第290条の規定により、組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の議決を求めるものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。別表第1、組合を組織する団体ですが、現在24団体を、清武、野尻町を削り、22団体に改正するものでございます。

別表第2、組合の共同処理、処理する事務が11ございますが、第3条第1号常時勤務に服することを要する職員に対する退職手当の支給に関する事務から、第10号公立学校の学校医等にかかわる公務上の災害の補償に関する事務まで清武町と野尻町を削り、第11号交通災害共済事務に関する事務ですが、宮崎市と清武町、小林市と野尻町が合併するため所要の改正をするものでございます。

続きまして、議案第77号宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございますが、現在本町をはじめとする県内すべての市町村において、宮崎県自治会館の設置、管理及び運営を宮崎県自治会館管理組合で共同処理を行っております。今回市町村の合併により、平成22年3月22日をもって清武町、野尻町を脱退させることについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 次に、議案第78号については健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） それでは、議案第78号宮崎県後期高齢者医療広域連合
※後段に訂正あり

を組織する地方公共団体の数の減少について御説明を申し上げます。

現在、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約第2条の規定に基づき、本町を含む県内すべての市町村が加入し制度運営を行っているところでございます。

本案は、今般廃置分合により、宮崎市と清武町、小林市と野尻町が合併するために、広域連合を組織する地方公共団体の数が2団体減少いたしますので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、説明は終わりました。

これから1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第76号宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第76号宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決をされました。

次に、議案第77号宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、議案第77号宮崎県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第78号宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、議案第78号宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決をいたしました。

日程第10. 議案第79号

日程第11. 議案第80号

日程第12. 議案第81号

日程第13. 議案第82号

日程第14. 議案第83号

日程第15. 議案第84号

日程第16. 議案第85号

日程第17. 議案第86号

日程第18. 議案第87号

日程第19. 議案第88号

日程第20. 議案第89号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第10、議案第79号高鍋町総合計画第五次基本構想についてから日程第20、議案第89号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまで、以上11件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。議案第79号高鍋町総合計画第五次基本構想についてから議案第89号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第79号高鍋町総合計画第五次基本構想についてでございますが、本案につきましては、高鍋町における町政運営の基本として総合計画を策定し、当町のまちづくりを推進するため、基本構想を定めたいので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第80号権利の放棄についてでございますが、社団法人宮崎県畜産公社は、北諸県、西諸県郡内の酪農振興を図るため、昭和43年に発足し、その後事業区域が県内

全域に拡大し、肉用牛の取り組みも開始し、現在に至っている公社でございます。

この公社が近年の畜産をめぐる厳しい状況の中で経営が悪化し、多額の累積欠損金が発生した状態でしたので、累積欠損金の解消を図るため、公社の総会において、起債の繰り上げ償還、出資金からの欠損金繰り入れ及び出資団体の再編が決定されたところでございます。公社の出資団体は、現在宮崎県、J A経済連、9つの農協、3つの酪農協、21市町の35団体でございますが、このうち宮崎県、J A経済連、都城市を除く32団体が、平成22年3月31日をもって公社を脱退し、公社が再編される予定でございます。

脱退に当たりまして、出資金が公社の累積欠損金に充てることとするため、放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第81号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正についてでございますが、この条例は国民健康保険の保険給付費等の支払いに、財源不足が生じたときの財源に充てる基金を設置するために、制定されているものでございます。

昨年度、旧老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、平成22年度をもって老人保健の精算が終了することにより、基金として積み立てる額の算定基礎からその項目を削除するため、所要の改正を行うものでございます。

また、あわせて宮崎県国民健康保険診療報酬支払融資基金規則の廃止に伴い、その基金に関する項目を条例から除外するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第82号高鍋町健康づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、健康づくりセンターのプール施設の利用につきましては、平成19年度から町外者のフリーパス券を廃止し、回数券利用により、プール利用料金の収入増を図るため、条例を改正したところでございますが、平成19年度以降、町外からのプール利用者が半減するとともに、プール利用料金につきましても、約100万円の減収になったところでございます。

健康づくりセンターでは毎年、プール利用者アンケート調査を実施しておりますが、その結果、町外者のフリーパス券を復活してほしいとの要望を毎年いただいているところでございます。

つきましては、プール利用者数の増加とプール利用料の収入増を図るため、再度町外者のフリーパス券を設定するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第83号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、一般廃棄物処理業の許可につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、一般廃棄物収集運搬業と一般廃棄物処分業に区分されており、それぞれの業を営もうとする者は町長の許可を得ることと規定されているところでございます。

高鍋町では、高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により、一般廃棄物収集運搬業と一般廃棄物処分業の区分をせず、一般廃棄物処理業として許可しておりましたが、

今回許可の種類を規定するとともに、法律の規定と条例との整合性を図るため、浄化槽清掃業等の規定も含め所要の改正を行うものでございます。

また、許可手数料の額につきましても、他自治体の許可手数料の実態を踏まえ、あわせて改正を行うものでございます。

次に、議案第84号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正についてでございますが、本案は雇用の促進及び本町経済の活性化を図るため、誘致企業に対する優遇措置を拡充し、企業誘致活動により、一層の推進を図ることを目的に、条例の全部改正を行うものでございます。

次に、議案第85号高鍋町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、町民の消防防災に関する知識の向上を図るとともに、災害における諸活動を円滑に行うため、高鍋町防災センターを役場庁舎敷地内に設置するため、地方自治法第244条の2の規定により、施設の設置及びその管理に関し条例を定めるものでございます。

次に、議案第86号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ2億4,634万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億2,873万円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では水源調査委託料、地方バス路線維持費補助金、戸籍電算化システム委託料、自立支援医療給付事業、障害者訓練等給付費、介護基盤緊急整備事業補助金、地域子育て創生事業運営費等補助金、単価改定に伴う私立保育園委託料、※森林整備加速化森林再生事業補助金、地域活力基盤創造交付金事業、災害対策受信機設置工事、石井十次顕彰会補助金、小丸河畔多目的広場照明等設置工事等でございます。財源といたしましては、地方交付税、国県支出金、寄附金、繰越金、諸収入及び町債等でございます。

なお、さきの9月議会において議決いただきました子育て応援特別手当につきましては、国の予算見直しにより執行停止となりましたことから減額するものでございます。

あわせまして、地域活力基盤創造交付金事業にかかる繰越明許費の設定、平成22年度施設維持管理委託に伴います債務負担行為の追加及び固定資産評価システム業務委託にかかる変更並びに道路改良事業の追加に伴う地方債の補正を行うものでございます。

次に、議案第87号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ645万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,877万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳入では平成21年度保険料について、7月に確定いたしました保険料賦課実績に基づく特別徴収保険料の増額、普通徴収保険料の減額、平成20年度決算、収納実績に基づく滞納繰越分の増額、平成20年度後期高齢者医療費確定に伴う療養給付費負担金分一般会計繰入金の増額及び平成20年度決算に伴う、前年度繰越金の減額でございます。

歳出では、保険料確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金の減額及び

※後段に訂正あり

平成20年度の後期高齢者医療費確定に伴う療養給付費負担金の増額でございます。

次に、議案第88号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ86万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,185万8,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、緊急に修繕が必要な塩素混和池原水ポンプ故障等による需用費の増額等でございます。財源といたしましては、一般会計繰入金及び雑入でございます。あわせて平成22年度施設維持管理委託に伴います債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、議案第89号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ44万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,278万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、居宅介護サービス給付費の増額、施設介護サービス給付費の減額、審査支払い手数料の増額等を、予算費目の保険給付費内で調整するものでございます。財源といたしましては、一般会計繰入金でございます。

以上、11件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

86号の中で、林業再生事業補助金を森林再生事業と申しましたので、林業再生事業に訂正をいたします。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

11時40分から議員協議会を開催をしたいと思いますので御集合願います。大変御苦労さまでした。

午前11時25分散会
